

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】

1983

北九州市公告第575号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド北九州小倉店
北九州市小倉南区葛原東一丁目1448-8ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ベガホールディングス
代表取締役 竹森広樹
北九州市小倉北区片野一丁目15番9-103号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
株式会社ホイッスル
代表取締役 藤島清実
 - (2) 変更後
株式会社ハンズクラフト
代表取締役 富田直人
- 4 変更の年月日
平成25年7月10日
- 5 変更する理由
新規テナント入居のため
- 6 届出年月日
平成25年7月10日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年7月24日から同年11月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年11月25日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 576 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 25 年 7 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスパあいおい

北九州市八幡西区鉄竜一丁目 1 番 7・28

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンキュードラッグ

北九州市門司区黒川西三丁目 1 番 13 号

代表取締役 平野健二

株式会社安成工務店

山口県下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号

代表取締役 安成信次

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前

株式会社サンキュードラッグ 午前 9 時

イ 変更後

株式会社サンキュードラッグ 午前 8 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場 A・B 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

駐車場 C 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

イ 変更後

駐車場 A・B 午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

駐車場 C 午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

4 変更する年月日

平成 25 年 7 月 21 日

5 変更する理由

顧客のニーズに対応するため

6 届出年月日

平成25年7月18日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年7月24日から同年11月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年11月25日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見